



丹篠地計第235号

令和元年7月10日

丹波篠山市監査委員 畑 利清 様
丹波篠山市監査委員 國里 修久 様

丹波篠山市長 酒井 隆明



定期監査結果報告に係る措置の状況について（報告）

みだしのことについて、地方自治法第199条第12項の規定により、措置を講じましたので、次のとおり報告します。

記

1. 措置を講じた部局 まちづくり部
2. 監査結果報告名 定期監査報告書（まちづくり部）
3. 監査結果報告日 平成31年1月23日（篠監公表第4号）
4. 措置状況 別紙のとおり

まちづくり部 定期監査報告書に記載の監査意見と措置報告
(篠監公表第4号 平成31年1月23日)

(1)地域整備課

定期監査報告書2ページ

監査意見要旨	<p>市民の安全を確保するために計画的な修繕が実施できるよう、平成23年度に策定した橋梁長寿命化修繕計画の見直し等を行い、篠山市第4次定員適正化計画との整合を図るとともに業務量に応じた執行体制について検討されたい。</p>
講じた措置	<p>長寿命化修繕計画については、平成25年9月の道路法等の改正により、予防保全の観点から国が定める統一的な定期点検要領が平成26年6月に策定され、5年に一回の頻度で、近接目視により点検を行うことが規定されたことにより、平成27年度から平成30年度において市の管理する816橋の近接目視点検が完了したことから、令和元年度において平成23年度に策定した長寿命化修繕計画の見直しを行い、今後計画的な修繕及び再度の点検の実施することに努めます。</p> <p>近年度重なる災害復旧により業務の増加が発生しており、近隣市の職員配置状況などを人事担当部署に伝達を行い、本年度においては、道路河川係の1名増員が図られた。</p>

(2)地域計画課

定期監査報告書2ページ

指摘事項	<p>① 市営住宅使用料の延滞金について、篠山市営住宅の設置及び管理に関する条例第19条の規定による処理がされていないことから、公平性の確保等の観点からも条例の規定に基づき適正に処理されたい。</p>
講じた措置	<p>市営住宅使用料が滞納となった場合、未納翌月に督促及び訪問、連帯保証人請求、弁護士による催告などの納付勧奨を行う一方、公営住宅の入居者が住宅に困窮する低所得者層であることを踏まえ、毎月発生する使用料の納付を基本に滞納使用料は分割納付を促すなど、滞納者の生活状況を勘案した徴収を行っています。</p> <p>現状は未納使用料の回収を優先しているため、現在は延滞金の徴収が行えていないことから、催告とあわせて延滞金の納付が必要なことを滞納者に通知することによって早期納付を促していくこととしました。そして、納期内納付であれば延滞金も発生しないことから、納期内納付の徹底を入居者に周知した上で、延滞金が発生した場合に</p>

	<p>おいては、滞納者の生活状況を調査した上で、条例による減免措置を講ずる等、適切な使用料徴収に努めていきます。</p>
監査意見要旨	<p>① 用途廃止住宅については、現在、25 戸、47 人が入居されている。用途廃止住宅の入居者への移転意向調査を行っているが、残留希望者が多く移転が思うように進展していない状況にある。今後、災害等が発生した場合、当該住宅が倒壊し入居者の安全が損なわれる恐れがあることから、移転計画の策定や定期的に移転希望調査を行う等、粘り強く移転交渉にあたられたい。</p>
講じた措置	<p>用途廃止住宅の入居者への移転意向調査については今後も定期的実施し、対象者の意向を常に把握していきます。平成 30 年度末時点では、南新町住宅について市内の他の市営住宅への移転があり同団地については残り 1 戸となりました。また他の用途廃止予定住宅についても対象住戸に対しては引き続き粘り強く移転交渉を進めつつ、調査結果に基づき、移転先の候補となる市営住宅に空き家が発生した際には積極的に入居者への移転勧奨を進めます。</p>
監査意見要旨	<p>② 市営住宅使用料の徴収状況については、平成30 年8 月末現在で現年分調定額101,983,900円に対し、収入済額は32,840,008 円（収納率32.2%）、滞納繰越分調定額36,222,060円に対し、収入済額は1,446,918 円（収納率4.0%）となっている。現年分の収納率は、前年度同期に比べ0.9 ポイント改善、滞納繰越分は0.4 ポイント悪化している。今後も財源の確保や負担の公平性の観点からも未収金の徴収の確保に努められたい。</p>
講じた措置	<p>市営住宅使用料の徴収状況については平成 30 年度決算において、現年分については 0.08 ポイントの悪化、滞納繰越分については 2.03 ポイント改善しています。平成 30 年度からは法務専門員として弁護士が市に常勤しており、高額滞納者に係る個別勧奨、納付督促、催告の実施について十分な連携が図れたことが滞納繰越分の収納率の改善につながりました。今後も法務専門員との連携を密に、悪質な滞納者に関しては、明渡し請求実施も視野に未収金の確保に努めていきます。</p>